【論 文】

損失の必要経費算入に関する規定の検討

成宫哲也

1. はじめに

所得税法では、不動産所得の金額、事業所得の金額、雑所得の金額(公的年金等を除く)、 山林所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除して算出する。必要経費については、所得 税法37条において、別段の定めがあるものを除き、売上原価その他当該総収入金額を得るため 直接に要した費用の額および販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について 生じた費用であると規定するが、損失は必要経費に算入できるとは規定していない。

損失の必要経費への算入については、別段の定めである所得税法51条において「資産損失の必要経費算入」の見出しで規定し、事業所得等の所得を生み出すための活動の用に供されている資産の災害・盗難等による消滅・喪失等および事業上の貸倒れ損失等の一定の損失を必要経費に算入することを認めている。そのためこれらの損失の取扱いは、事業所得等の必要経費の計算において問題となる。一方で、個人資産の災害・盗難等による消滅・喪失等については、事業所得等の必要経費の計算には関係がなく、所得控除として考慮される。

したがって、資産損失の場合、それが事業用であれば必要経費への算入が問題となるが、個人資産であれば、所得控除(雑損控除)の対象であるかが問題とされる。所得税法では、事業活動と消費活動とが併存、混在すると認識されているが、資産の損失が事業活動に関わるのか、それとも消費活動に関わるのかで、その取扱いを異にする。

事業活動による資産損失は、別段の定めである所得税法51条により必要経費に算入できる可能性はあるが、必要経費の通則規定である所得税法37条では損失については規定されていない。ところで、法人税法では損金の額の通則規定である法人税法22条3項では、損金の額に損失が含まれると規定している。必要経費と損金とは異なるので、直ちに同一に論じることはできないが、このような規定ぶりは所得税法における特徴と指摘することができる。

損失の取扱いをめぐっては、所得税法はこのような特徴を有するが、本稿では損失が必要経費の通則規定ではなく、別段の定めで規定されているのかという問題について検討したい。まず所得税法では包括的所得概念に基づき把握すると解されているので、損失は包括的所得概念において控除されるべき、あるいは控除できるのかについて、確認したい。そのうえで、所得税法37条および51条の意義、相互の関係等を検討することにする。また、資産損失は保有している資産が失われることにより生じるので、資産の把握の方法に着目して、所得税法における記帳のあり方と損失との関係についても検討することにする。なお、不動産所得の金額、事業所得の金額、雑所得の金額(公的年金等を除く)、山林所得の金額の計算において、損失の取扱いが問題となるが、本稿では事業所得における損失の必要経費への算入の問題に焦点を当て

て検討することにする。

2. 所得税法における損失

(1) 損失と包括的所得概念

所得税法の課税標準は所得であり、所得は包括的所得概念に基づき把握されると解されている。包括的所得概念では、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するので、期中消費額と期中純資産増加額が所得になる。

ところで、期中に損失が発生した場合、包括的所得概念のもとで経済価値の減少として、所得金額の計算上控除することができるのであろうか。この点について制限的所得概念であれば、例えば、一時所得は所得を構成しないというように、すべての収入が所得を構成していないので、損失は当然に所得から控除すべきであるということにはならないであろう。しかし、包括的所得概念にしたがえば、すべての経済価値の増加は所得の増加とされるのであるから、経済価値を減少させる損失は所得から控除されるべきであろう^{誰1)}。しかし、後述するように、所得税法ではすべての損失を控除して、所得を算出する構造ではない。

(2) 損失の意義および損失の課税関係

所得税法上の損失には、第1に資産の災害・盗難等による消滅・喪失等によるものがあり、この損失には、個人用の資産に生じた場合と事業用の資産に生じる場合がある。第2に、事業上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒損失がある。第3に資産を譲渡した場合の譲渡損失等、第4として純損失がある。第3に資産を

これらの損失のうち、個人資産の災害・盗難等による消滅・喪失等は所得控除の一つである 雑損控除として取扱われる。雑損控除は、生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産が、 災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合の所得控除であり(所得税法72条)、所得

⁽当) 金子宏教授は「ヘイグやサイモンズの定義にしたがえば、全ての経済価値の減少が、損失として所得計算上のマイナス要素として控除されるべきはずである」(金子宏「序説・所得税における損失の取り扱い」『所得税法における損失の研究』(日税研論集47)所収、日本税務研究センター、2001年、3頁。)と指摘されている。また、藤田良一教授は、「第2次世界大戦後、譲渡所得や一時所得のような一時的・臨時的所得が課税対象所得に加えられ、課税対象所得の範囲が拡大される一方、資産損失を課税上考慮する諸制度が拡充整備され所得税の課税上資産損失が反映されるようになったことは、所得源泉説的所得概念から純資産増加説的所得概念への転換の結果であるということができよう。」(藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」、税大論叢13号、1979年、160頁)と指摘されている。

⁽当2) 金子宏教授は、損失を、個人資産の災害・盗難等による消滅・喪失等、事業用その他、所得を生み出すための活動の用に供されている資産の災害・盗難等による消滅・喪失等、事業上の貸倒れ損失や資産を譲渡した場合の譲渡損失等、純損失(所得税)ないし欠損金(法人税)の4つの類型に区分されている(金子、前掲注1)、2頁参照)。また、田中治教授は、包括的な資産損失概念に従って所得税法等をみるならば、譲渡所得を計算する一連の規定、固定資産の取りこわし等による損失を、事業所得、不動産所得、山林所得、雑所得の必要経費への算入する旨を定める規定、災害、盗難等により生じた損失を、雑損控除として控除したり、その損失にかかわって、一定の要件のもとで、所得税額を免除したりする規定、の3つのグループが視野に入ると述べられている(田中治「資産損失」『必要経費』(日税研論集31)所収、日本税務研究センター、71-72頁参照)。

金額の計算には関係しない。これに対して、事業用の資産の災害・盗難等による消滅・喪失および事業上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒損失は、事業上の損失であり、所得金額の計算において、損失として控除されることになる。

このように、資産に生じた損失であっても、個人資産であるのか、事業用の資産であるのかで、損失を控除するが所得金額の計算であるのか、所得控除として控除するのかの相違がある。しかし、損失を全額控除できるのであれば、所得金額の計算で行うのか、課税所得金額を超えて、純損失になったとしても、いずれの場合でも翌期の所得から控除できるのであれば、それは同様である。したがって、事業用の資産あるいは個人資産の損失として控除できる範囲に相違があるのか、また損失として控除できるとした場合に全額控除か、一定の金額に限定されるかの相違があれば、事業用の資産に生じた損失と個人資産に生じた損失との間で、課税所得金額に対する影響が異なる。このような意味では、包括的所得概念のもとでは全額控除すべきであるが、事業用の資産に生じた損失あるは個人資産に生じた損失の範囲、控除額をいかに考えるかが問題となる。

(3) 損失の必要経費算入規定の概要

所得税法では、不動産所得の金額、事業所得の金額、雑所得の金額(公的年金等を除く)、 山林所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除して算出する。必要経費については、所得 税法37条において、別段の定めがあるものを除き、売上原価その他当該総収入金額を得るため 直接に要した費用の額および販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について 生じた費用であると規定するが、損失については規定していない。

損失の必要経費算入については、別段の定めである所得税法51条において「資産損失の必要経費算入」の見出しで、次の損失を規定する。すなわち、事業用固定資産等の損失については、第1に居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産、繰延資産について、取りこわし、除却、滅失その他の事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入し(所得税法51条1項、所得税法施行令140条)、第2に災害又は盗難若しくは横領により居住者の有する山林について生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入し(所得税法51条3項)、第3に居住者の不動産所得若しくは維所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産の損失の金額は、それぞれ、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は維所得の金額を限度として、当該年分の不動産所得の金額又は維所得の金額を限度として、当該年分の不動産所得の金額又は維所得の金額の計算上、必要経費に算入する(所得税法51条4項)。したがって、第1および第2の場合では、損失は全額必要経費に算入されるが、第3の場合は不動産所得または維所得の金額を限度として損失は必要経費に算入されるごとになる。

上記の必要経費に算入される資産損失の金額は、例えば固定資産では、損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算上控除する取得費の規定(所得税法38条1項または2項)を適用した場合に、その資産の取得費とされる金額に相当する金額を、損失の金額の計算の基礎となるその資産の価額として、算出する(所得税法施行令142条)。

また、所得税法51条3項では、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業ついて、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入すると規定し、事業の遂行上生じた貸倒損失は損失として必要経費に算入されることになる。

以上のように、所得税法では必要経費の通則規定である所得税法37条では損失を規定していないが、別段の定めである所得税法51条では、事業用固定資産等の損失、事業の遂行上生じた売掛金等の債権の貸倒れにより生じた損失を規定し、これらに該当する損失は必要経費に算入されることになる。そうすると所得税法51条で規定される損失は、必要経費に算入されるが、51条で規定される以外の損失が発生したとしても、それは必要経費に算入できないのかということが問題となる。

3. 損失と所得税法37条

前述のように、必要経費の通則規定である所得税法37条では損失を必要経費に算入する金額として規定していないのであるが、それはいかなる理由からであろうか。また、所得税法37条では損失を必要経費に算入する金額として規定していないのであるが、所得税法37条により損失を必要経費に算入することは可能であろうか。以下ではこれらの問題に関する見解を整理することとする。

① まず、必要経費の通則規定である所得税法37条では損失を必要経費に算入する金額として規定していないのは、損失は一般的に必要経費に含まれていないので、損失を必要経費から除く必要からであるとする見解がある^{注3)}。この見解は、損失は所得から控除されることを前提として、所得税法37条で損失を規定しないのは、損失には消費活動によるものも含まれるので、それを必要経費から除くためであるとする。すなわち、所得税法37条で損失を規定しないのは、創設的に必要経費から損失を除くためと考えることができる。この場合、所得税法37条では損失が規定されないので、通則規定において、消費活動により損失だけではなく、事業活動による損失の必要経費への算入も否定されることになると考えられる。この見解では、損失を必要経費から除くために所得税法37条で損失を規定していないと解するのであるから、この規定に

⁽生3) 佐藤英明教授は、「所得税の納税義務者である自然人は法人と違って所得稼得活動のほかに消費活動も行っているとのことです。消費活動に対応する損失は消費であって必要経費にあたりませんから、これを控除される金額から除く必要があります。」(佐藤英明『スタンダード所得税法』(補正2版)、弘文堂、2011年、249頁)と述べられている。

基づいて損失を必要経費に算入することは、当然射程外ということになるであろう。

- ② 所得税法37条では、明文で債務の確定を要求していることから、償却費以外の費用については、債務の確定ないしは債権債務関係の存在を観念しているが、損失は債権債務関係を通常観念し得ないから、所得税法37条では損失は必要経費に算入できないとする見解がある^{誰4}。この見解では、損失は債権債務関係を観念できない、換言すれば相対する当事者が存在する外部取引ではないことが、必要経費に算入できない理由と解していると思われる。
- ③ 「企業会計における概念として一般的には『費用』が収益を獲得するための価値犠牲分を 意味するのに対し、『損失』は企業の目的意思に基づかず外部的原因から招来される資本価値 の単純な喪失を意味するものと解されているが、両者の限界は流動的で(両者の区別の基準 として、一般に"正常性""経常性"を有する支出が前者に該当するといわれることがある。)、 例えば法第51条第2項の貸倒損失等も、『資産損失』として定めているものの、事業経営上不 可避的に生ずるものである点で『費用』に含めて考えられる揚合もあり、その他例えば釣銭誤 びゅうや売掛金の集金帰途における現金盗難などによる損失も、『損失』と考えれば法第51条 に定められていない『損失』であるが、事業所得の金額の計算上その控除を否定する理由もな さそうである。」^{i±5}とし、所得税法37条で損失を必要経費に算入可能であるとする見解がある^{i±6})。 ④ 事業所得に関する限りと限定が加えられているが、「所得税法にいう必要経費は、法人税 法にいう損金と本質的な差異はない、というべきであろう。そうであるとすれば、51条の資産 損失の範囲に明記されていない、事業用現金に係る損失(たとえば、集金途中の盗難)、事業 の遂行上やむなく取得した株式等に係る損失(たとえば、倒産による無価値化)などについて も、事業の関連性あるいは必要経費の客観的存在を要件として、必要経費の控除が認められる べきであろう。」 (*7) との見解がある。この見解では、必要経費が法人税法の損金と本質的な差 異はないことを前提として、必要経費の要件を充足することにより所得税法37条により損失を 必要経費に算入できるとする。

このように所得税37条によって損失を必要経費に算入できるかのという問題についての見解 としては、損失を必要経費に算入できるとする見解もあれば、それを否定する見解もある。所 得税法37条で損失を規定していないことの理由としては、必要経費の通則規定である37条から

⁽当4) 谷口勢津夫教授は、「この規定は・・『償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。』と括弧書きの中で定め、明文で債務の確定を要求しており、したがって、償却費以外の費用については、債務の確定ないしはそもそも債権債務関係の存在を観念し得るものだけを予定していると解される。このような解釈に従って損失の課税上の取扱いについて考えてみると、損失が債権債務関係に基づくことは稀であるから、事業の遂行上不可避的な損失であっても貸倒損失のように債務の確定を通常観念し得ないものは、所得税法37条1項の規定によっては必要経費に算入することができないと解されるのである。」(谷口勢津夫「貸倒損失」『所得税における損失の研究』(日税研論集 vol. 47)所収、日本税務研究センター、2001年、104頁。)と述べられている。

^{注5)} 武田昌輔監修『コンメンタール所得税法』、第一法規、3295頁。

^{注6)} 同旨として、注解所得税法研究会編『注解所得税法』(5訂版)、大蔵財務協会、2011年、972頁がある。

^{注7)}田中、前掲論文、78-79頁。

損失を除くために積極的に規定していないと解する見解もあれば、企業会計の概念を参照して 費用と損失の限界は流動的であることを指摘し、所得税法37条で損失を排除していないことを 示唆する見解もある。所得税法37条を検討するためには、前述の見解でも言及しているように 別段の定めである所得税法51条との関係を検討する必要があるが、ここでは法人税法との相違 に着目して検討したい。

法人税法では、損失は損金の額の通則規定である法人税法22条3項で規定されているので、一般的に資産に生じた損失を損金の額に算入することができる。この点で、必要経費の通則規定で損失を規定していない所得税法と大きく異なる。さらに法人税法では22条4項で公正処理基準を規定しているのに対して、所得税法ではこれに相当する規定はない点でも相違がある。このように法人税法では通則規定で損失を規定しているのに対し、所得税法で損失を規定していないのは、何かの相違に着目して、法人税法では損失は損金の額を構成するが、所得税法の必要経費からは損失を除くことを意図したと考える方が論理的だと思われる。そうすると問題となるのは、その相違は、いかなる理由により生じているのかである。

事業活動のみを行う納税者を対象とする法人税と異なり、所得税では事業所得等の納税者は個人企業の主体という立場では当然利益の獲得を目指して事業活動を行うが、同時に納税者は消費活動を行う家計の主体という立場を合わせ持つ二面性があると説明されることが多い。そこで、この相違に着目すれば、消費活動による損失は、必要経費に含まれないのであるから、①の見解も指摘するように、所得税法37条では損失を規定していないと結びつけることは可能かもしれない^{注8)}。しかし、消費活動による損失の取扱いは適当であるとしても、必要経費の通則規定である所得税法37条で損失を規定しないことにより、事業活動による損失も必要経費に算入できない結果となる。所得税の納税義務者は原則として個人企業であるのに対し、法人税の納税義務者は法人であるが、その相違は法人格の有無である。近年、会社法の制定により株式会社の設立は非常に容易になったことを踏まえれば、法人格に有無により、事業活動による損失が法人税では損金に算入されるのに対し、所得税では必要経費に算入できないという説明では説得的でないと思われる。きり。また、必要経費に算入できない損失であるとすれば、損失を規定していたとしても、必要経費の要件の該当性の検討によって注意、必要経費から除かれるのではないかと思われる。そのような意味では、損失の規定があるからといって、当然に消費活動による損失が必要経費に算入されるとは考えにくい。

逆に、所得税法では、37条で損失を規定していないのに対し、法人税法では敢えて、損失を

注8) 佐藤、前掲書、249頁。

⁽注9) 拙稿「所得税法における収入金額と必要経費との対応について」、熊本学園大学商学部『商学論集』、第16巻第1号、2010年、1 頁以下参照。また田中治教授も「事業にかかる同一の支出が、個人と法人とでなぜ異なる取扱いを受けるべきか、という問いに 対して、個人と法人とは本質的に差異があると抽象的に答えるだけでは、決して十分ではない。」(田中、前掲論文、77頁)、と 指摘される。

誰10 拙稿「所得税法における必要経費の要件について」、『近畿大学産業理工学部研究報告』、07、2007年、39頁以下参照。また、損失と必要経費の要件については、酒井克彦『所得税法の論点整理 - 裁判例・学説・実務の総合的検討 - 』、財経詳報社、2011年、319頁以下も参照のこと。

規定しているのであるが、それはいかなる理由からであろうか。仮に、法人税法でも費用だけを規定して損失を規定しなければ、損失を損金の額に算入できるかが不明確になるし、さらに、償却費以外の費用については、債務の確定ないしは債権債務関係の存在を観念しているが、損失は債権債務関係を通常観念し得ないから、所得税法37条では損失は必要経費に算入できないという②の見解の指摘が、そのまま法人税法においても当てはまる結果となる。そうであれば、法人税法で敢えて通則規定に損失を規定することにより、損失を損金の額に算入できることを明確にすることは、この問題に立法上解決を図っていると考えることができる。反対に考えれば、所得税法では敢えて立法上の対応をしていないのである。そうであれば所得税法では、通則規定である37条で損失を規定していないのは、繰り返しになるが、所得税と法人税では何かの相違に着目して、区別して取扱い、所得税法では通則規定では損失を必要経費から除いていると考えるほうが論理的であると思われる。

事業所得等の所得金額の計算において、釣銭誤びゆうや売掛金の集金帰途における現金盗難などによる損失は必要経費に算入すべきであるとの指摘は、これらの損失は業務の遂行に伴い発生することが想定されるので、理解しやすい。しかし、前述のように所得税法37条では損失を規定していないので、この損失を所得税法37条に基づいて、必要経費に算入することは困難であると結論することが考えられる。そこで、これらの損失は必要経費に算入すべきであるとする場合には、③の見解が指摘するように「事業経営上不可避的に生ずるものである点で『費用』に含めて」解することや、④の見解のように必要経費と損金と類似性を前提として、「事業の関連性あるいは必要経費の客観的存在を要件として、必要経費の控除が認められるべき」と解することが考えられる。しかし、法人税法でも同様に解しているのであれば、整合的であるが、法人税法では22条3項で損失を規定しているので、所得税法のような解釈は必要ではない。費用と損失の解釈が、このように所得税法と法人税法で異なるのは、整合性に欠けるのではないかと思われる。これらの見解は、現実的な対応を意図するものであるかもしれないが、これは本来、立法で対応すべきことを解釈によって対応しようとするものであるし、基本的には何らかの目的があって、所得税法37条で敢えて損失を規定していないのであれば、その趣旨に反する解釈となり、そのような立場からは適当でないであろう。

以上のように、釣銭誤びゆうや売掛金の集金帰途における現金盗難などによる損失であっても、所得税法37条において損失が規定されていないので、損失として必要経費に算入することは適当ではないと思われる。そうであれば、いかなる理由で所得税法では損失は必要経費に算入できないとするのかが問題となるが、この問題については消費活動による損失を除くためであるという見解がある。しかし、消費活動による損失は必要経費に算入できないとすることは適当であるとしても、事業活動による損失も除くことになるので、釣銭誤びゆうや売掛金の集金帰途における現金盗難などによる損失も必要経費に算入するのができないとの問題を招くことになる。また、法人税法との間で取扱いに差異が生じるがそれをいかに考えるのかも問題となる。包括的所得概念にしたがえば、基本的には損失は所得から控除すべきであるとした場合

に、このように必要経費の通則規定である所得税法37条で損失を規定しないことによって、消費活動による損失だけではなく、事業活動による損失も所得から控除できないとする理由を見いだすのは、困難であるといわざるを得ない。ただこの問題は、必要経費の通則規定である所得税法37条と別段の定めである所得税法51条とを一つのパッケージとして対応を図っていると考えられるので、次に所得税法37条と51条の関係について検討する。

4. 所得税法37条と所得税法51条の関係

前述のように、所得税法37条は損失を必要経費に算入すべき金額として規定せず、所得税法51条で「資産損失の必要経費算入」という見出しで損失の必要経費算入について規定している。この所得税法51条では、事業用固定資産等の損失、事業の遂行上生じた売掛金等の債権の貸倒れにより生じた損失を規定しているので、この規定に該当する損失は必要経費に算入することができるが、該当しない損失は必要経費に算入できないと解されるのであろうか。必要経費の通則規定である37条では損失を規定せず、別段の定めの規定によって「資産損失の必要経費算入損失」を規定し、いわば2つの規定が一つのパッケージとして所得税法において損失の必要経費への算入が決せられる関係となっている。いかなる理由でこのような関係が採られているのであろうか。以下では前節で整理した見解との関連を踏まえて、これらの問題に関する見解を整理することとする。

- ①-2. 前節の①の見解は、所得税法37条では損失は一般的に必要経費に含まれないとしたうえで、別段の定めで必要経費に算入できる損失を規定するのは、所得税では所得分類があるので、どの所得の計算に反映させるかを個別に決める必要があるからであるとする^{強和}。このようにこの見解は、発生した損失を反映させる所得を個別に決める必要から、通則規定ではなく、別段の定めによって、いわば創設的に必要経費算入を認めるというものである。
- ②-2. 前節の②の見解は、損失は債権債務関係を通常観念し得ないから、所得税法37条では損失は必要経費に算入できないとしたうえで、「所得税法が損失について必要経費に関する原則規定(37条1項)の中で包括的に規定するのではなく『別段の定めで』(51条)で個別的に規定しているのは、・・・課税所得の計算上損失を考慮するに当たっては『純資産増加説的な考え方』と家事費除外の建前との調和を図ろうとしたためであろうと思われる。」 と述べ、この見解は、別段の定めである所得税法51条によって、本来は家事費であり必要経費に算入できない損失を、税制調査会『税調査会答申及びその審議の内容と経過に説明』(昭和36年12月)の検討に基づいて、「純資産増加説的な考え方」 造130 との調和を図るために必要経費への算入を認めている。したがって、この見解では所得税法37条の通則規定では損失は観念できず、

⁽注11) 佐藤英明教授は、「所得税法には所得分類がありますが、損失は必ずしも直接に特定の所得と結びつくものとは限りません。そのため、どの所得の計算に反映させるかを個別に特定するという方法を用いています(損失の種類によっては必要経費に算入されるのではなく、所得控除の対象とされることがあります。」(佐藤、前掲書、249頁)と述べられている。

注12) 谷口、前揭論文、104頁。

また家事費は必要経費に算入できないが、別段の定めである所得税法51条により「純資産増加 説的な考え方」との調和を図る損失に限り必要経費に算入できることになる。

- ③-2.前節の③の見解は、所得税法37条で損失を必要経費に算入可能であるとする解したうえで、「条文解釈上、法第51条の資産損失は、事業に至らない各種業務に係る所得などいろいるの態様の所得との関連で資産損失の控除のあり方を明らかにする必要がある問題について別途定められた特則と解釈」 (本14) する。このように、この見解では、所得税法51条を待たなくても所得税法37条によって損失は必要経費に算入できるとし、所得税法51条は資産損失の控除のあり方を明らかにした特則と解する。
- ④-2. 前節の④の見解は、所得税法にいう必要経費は、法人税法にいう損金と本質的な差異はないとして必要経費の要件を充足することにより所得税法37条により損失を必要経費に算入できるとするが、別段の定めの整備について「経費性のない損失について、政策的な見地から特別に経費性を付与した、という姿勢はみられない。むしろ、損失については、その経費性を抽象的、一般的に承認しつつも、家事費的要素の混入を避けるために、経費性の明確で確定的なものに限って、確認的に立法したとみることも可能ではないか、と思われる。」 (注15) とし、損失を別段の定めで規定したことについては、「論理必然的に損失は経費性をもたないことを意味しない。個人の事業との関連において生じる損失は、その本質において家事費である、あるいは所得の処分の性質をもつ、ということがいえない以上、それは基本的には経費性をもつ、と考えるべきであろう。」 (注16) と述べている。

必要経費の通則規定である所得税法37条では損失を規定せず、別段の定めの規定によって「資産損失の必要経費算入損失」を規定し、いわば2つの規定が一つのパッケージとして所得税法において損失の必要経費への算入が決せられる関係となっているが、この問題に関して前述した見解は、2つに大別できる。一つは①-2および②-2の見解のように準17、所得税法37条では損失は必要経費に算入できないと解したうえで、別段に定めである所得税法51条に該当する場合は必要経費に算入できると解する立場であり、今一つは、③-2および④-2の見解のように準18、必要経費の通則規定である所得税法37条で損失は必要経費できると解したう

⁽昭和36年12月)に基づいて「事業の所得はその事業に投じられた総資産の運用の成果としてあらわれるものであり、結果的には、資産の損失を通算した後において純資産の増加としては握されるとする」、「個人の消費生活を含まない純粋の事業としての法人の所得計算の考え方にみられる」考え方、と説明される(谷口、前掲論文、105頁)。

^{注14)} 武田、前掲書、3295頁。

注15) 田中、前掲論文、79頁。

^{注16)} 田中、前掲論文、79頁。

 ^{□-2}および②-2の見解は、前提として所得税法37条により、損失を必要経費に算入できないとすることは共通しているが、
□-2の見解では、家事費を除くために所得税法37条で損失を規定していないと解しているのに対して、②-2の見解は損失は債権債務関係を通常観念し得ないことを理由とする点で、相違がある。

⁽造18) ③ - 2および④ - 2の見解は、前提として所得税法37条により、損失を必要経費に算入できるとすることは共通しているが、③ - 2の見解では損失が事業経営上不可避的に生ずるものである点など理由とするが、④ - 2の見解ではより具体的に費用と同様に事業の関連性あるいは必要経費の客観的存在を要件として損失を必要経費に算入できるとする点で、相違がある。

えで、別段に定めである所得税法51条は損失が必要経費に算入できることの確認、資産損失の 控除のあり方を明らかにする必要がある場合の特則とする立場である。後者の立場であれば、 所得税法51条に該当する損失以外の損失も必要経費に算入できる可能性があるが、前者の立場 であれば、損失として必要経費に算入できるのは所得税法51条に該当する場合に限られること になる。このようにいずれの立場に立つかによって、必要経費に算入できる損失の範囲が異な るのであるが、いずれの立場が適当であろうか。次にこの問題を法人税法との相違を踏まえて、 検討することとする。

前節で検討したように法人税法では損金の額の通則規定である22条3項において、損失も損金の額に含まれると規定し、さらに同条4項においては公正処理基準を規定している。所得税法では、別段の定めである所得税法51条で資産損失の必要経費算入を規定し、該当する損失は必要経費に算入できると規定しているが、法人税法では所得税法51条に相当する規定はない。法人税法では所得税法で規定する損失に相当する損失、例えば貸倒損失は損金の額の通則規定である法人税法22条に基づき損金の額に算入されると解されるので^{注19}、所得税法のように別段の定めを必要としない。この点で所得税法と法人税法とでは大きく異なる。

もっとも、所得税法37条でも損失を必要経費に算入できるとする立場であれば、別段の定め である所得税法51条を待たなくても、損失を必要経費に算入できるので、法人税法との相違は ないことになる。ただ、この場合、法人税法では費用と損失を区別して規定しているのに対し、 所得税法では区別しないで費用に損失を含めて規定していると解することの理由を説明する必 要があるが、必ずしも十分な説明がなされているとは思われない。

一方で、法人税法で損失を損金の額に算入することを規定上明確にすることは、前述したように、償却費以外の費用については、債務の確定ないしは債権債務関係の存在を観念する必要があるが、損失はこのような要件を満たさない、との指摘に対して、法人税法で敢えて通則規定に損失を規定することにより、損失を損金の額に算入できることを明確にするという意義がある。

以上検討したように、法人税法では別段の定めを必要とせずに、通則規定だけで、損失を損金の額に算入する枠組みであるのに対して、所得税法では必要経費の通則規定である所得税法 37条では損失は除かれ、別段の定めである所得税法51条に基づき損失を必要経費に算入する、すなわち2つの規定を一つのパッケージとして損失の必要経費算入を決し、必要経費に算入できる損失は所得税法51条に該当する場合に限られることになる。したがって、法人税法では通則規定に基づいて、損失を幅広く損金の額に算入できる可能性があるのに対して、所得税法で 51条に該当する損失は、必要経費に算入できるが、その他の損失は必要経費に算入することはできないとの結論に帰結することになる。しかし、所得税法では51条に該当する損失に限定し

⁽注19) 法人税法においては、いわゆる貸倒損失に関する明文の規定がなく、通達に依拠して取扱われることが少なくなく、日本興業銀行事件にみられるように課税上問題となることも多い。なお、法人税の貸倒損失については、拙稿「法人税法における貸倒損失の取扱いについて」、『近畿大学九州工学部研究報告』、第32号、2004年、93以下参照。

て必要経費に算入できるという結論の適当なものであろうか。また、このような相違は、前節の①の見解にように個人と法人との相違によるものであるとの説明で十分であるのかという問題が残る。

5. 所得税法における記帳と損失の取扱い

前節の検討で、所得税法では必要経費の通則規定である所得税法37条では損失は除かれ、別段の定めである所得税法51条に基づき損失を必要経費に算入する、すなわち2つの規定を一つのパッケージとして損失の必要経費算入を決し、必要経費に算入できる損失は所得税法51条に該当する場合に限られることになる、と指摘したが、その理由を個人と法人との相違に求めることでは説得的ではないと思われる。ここでは、記帳との関係に着目して、この問題について検討することにする。

所得税法では、納税申告は原則としてはいわゆる白色申告であるが、一定の帳簿書類を備え付けることを要件とする青色申告の申請し、それが承認された場合は、青色申告を行うことができる(所得税法143条以下参照)。したがって、所得税法における納税義務の確定の方式は、手続としては原則、白色申告で青色申告は例外であるという関係になる。白色申告と青色申告とは、記帳義務の有無およびその内容で相違がある。白色申告では、前々年または前年の所得の金額の合計額が300万円を超えるものについては、財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならないこととされたが、(所得税法231条の2)、その一方で、300万円を超えないものについては、記帳に関する規定はない。白色申告における簡易な帳簿として財務省令で定める簡易な方法は、財務大臣の定める記録の方法で(所得税法施行規則102条2項)、事業所得等に係る総収入金額及び必要経費に関する事項を、整然と、かつ、明りょうに記録しなければならない(所得税法施行規則102条1項)。したがって、白色申告における簡易な帳簿では、損益項目の記帳が行われ、収支計算書あるいは損益計算書が所得金額の計算の資料として作成される。ただ、この場合でも継続的な記録をもとにしてではないが、期末における売掛金および買掛金は記帳することになっている。

これに対して、青色申告の承認を受けた納税者は、財務省令で定めるところにより、事業所得等の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない(所得税法148条)。具体的には、青色申告者は、資産、負債および資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づき、貸借対照表および損益計算書を作成しなければならない(所得税法施行規則57条)。

このように白色申告で簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない場合でも、貸借対照表の作成は必要とされず、損益に関する事項、すなわち損益計算書を作成すれば十分であるのに対して、青色申告では正規の簿記の原則に従い、貸借対照表および損益

⁽注20) なお、2011年度税制改正により、300万円超の者に限定されている記帳・帳簿等保存義務が、2013年(平成25年)1月からすべての白色申告者に適用される。

計算書を作成しなければならない。すなわち、白色申告では損益計算書を作成すれば十分であるのに対して、青色申告では損益計算書だけではなく、貸借対照表も必要とされる点で、両者は大きく異なる。そうすると、白色申告の場合おいては、貸借対照表の項目、例えば現金、売掛金、固定資産等の金額は、帳簿上は把握されているわけではないことになる。これに対して青色申告の場合では、貸借対照表を作成する必要があるので、現金、売掛金、固定資産等の金額は、当然把握されている。

ところで、資産損失は、所有している現金、売掛金、固定資産等の資産が、災害、盗難等により消滅・喪失等したときに、災害等の発生前の資産の価額と災害等より価値が低下した資産の価額との差額であるとすれば、資産損失の金額を把握するためには、災害等の発生前の資産の価額および災害等より価値が低下した資産の価額を把握することが必要である。災害等の発生前の資産の価額を把握するためには、資産を取得した時の価額がいくらであったのか、災害等が発生したときの時価はいくらであるのかということが問題となり、また資産の種類によっては償却を考慮する必要がある。しかし、前述したように所得税法では原則としては白色申告であるので、貸借対照表の項目、例えば現金、売掛金、固定資産等の金額は、記帳が予定されていないので把握されているわけではない。もちろん、領収書、請求書等の原始証憑からそれらの金額を把握して損失の金額は計算できないわけではないが、所有していた資産の種類や価額は帳簿書類や貸借対照表を基礎として把握する必要があると考えるとすれば、所得税法では、原則として資産項目に関する帳簿書類や貸借対照表は存在しないので、資産損失の金額は計算不能ということになり、資産損失は射程外であると考えられる。

しかし、包括的所得概念に従えば、損失は経済価値を減少させるし、また法人税法では損失は損金の額に算入されることを踏まえた場合、所得税法において資産損失は所得金額の計算に必要経費に算入できないとの取扱いは、適切なものではないであろう。そのため、別段の定めである所得税法51条により、損失の必要経費への算入を例外的に認めたのではないかと思われる。

そこで、次に所得税法51条で必要経費への算入が認められる損失(ただし、事業所得にかかる損失を検討の対象とする)について所得税法におけ記帳との関係を踏まえて検討することにする。

まず、所得税法51条1項で規定する事業所得等を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失その他の事由により生じた損失の金額、すなわち事業用資産の損失の金額についてである。事業用資産の損失の金額は、帳簿書類や貸借対照表があるのであれば、それらに基づいて、損失の金額を算出することになるであろうが、所得税法ではそれらは予定されていないので、どのような方法で損失の金額を計算するのかが問題となる。そこで、所得税法施行令142条において、所得税法51条1項、3項又は4項(資産損失の必要経費算入)に規定する損失の金額の計算の基礎となる資産の価額を、固定資産、山林、繰延資産の種類ごとに規定している。このうち固定資産につい

ては、「当該損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして法第三十八条第一項 又は第二項(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額」(所得税法施行令142条1項1号)と規定し、譲渡所得の金額の計算上控除する取得費について規定する所得税法38条を適用して、損失の金額の計算の基礎となる資産の価額とすることで、過年度の事業所得等の計算において帳簿書類や貸借対照表が不存在であったとしても、事業用資産の損失の金額が計算できるように手当てされている。このことは事業用資産の損失の必要経費算入に当たっては、帳簿や貸借対照表が前提とされていないことの証左と理解することもできる。

また、所得税法51条3項で規定する事業所得等の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額、いわゆる貸倒損失についてである。貸倒損失の対象となるのは、事業所得等の遂行上生じた売掛金、貸付金等の債権である。このうち売掛金は、掛け取引が行われていて、それを記帳している場合には、履歴や残高を把握することができるが、複式簿記による記帳が行われていない場合には、残高等は帳簿上、貸借対照表上では把握できない。そのため白色申告の記帳を前提としている所得税法では、貸倒損失の対象となる売掛金等の債権の存在を予定していないので、必要経費の通則規定である所得税法37条は損失(ここでは貸倒損失を意味する)を規定しなかったのではないかと思われる。ただ、白色申告者であっても掛け取引は行っていないわけではなく、現実売掛金が貸倒れになることが考えられ、この場合経済価値は減少している。また、複式簿記による継続的な記録をもとにしてではないが、期末における売掛金は記帳することになっているので、全く売掛金の金額が把握できないわけではない。そこで、別段の定めである所得税法51条により、例外的にその事業の遂行上生じた売掛金など債権の貸倒れによる損失を必要経費に算入することを認めたのではないかと思われる。

ところで、法人税法でのこれらの損失は損金の額については法人税法22条に基づき損金の額に算入されるので、所得税法のように別段の定めは存在しない。所得税法と法人税法ではこのような相違があるのはいかなる理由からであろうか。

法人税法おいては企業会計が実践されていて、この場合複式簿記での記帳により貸借対照表および損益計算書の作成が必要とされるので、固定資産等の価額および売掛金等の債権の金額は把握されているはずである。このことを前提として、損金の額の通則規定である法人税法22条3項では損失を規定し、また同条4項において公正処理基準を規定することで、固定資産等の資産の損失金額および売掛金等の債権の貸倒損失は、把握することが可能である。そのため法人税法では、所得税法と異なり、企業会計に依拠することで損失の金額は把握できるので、損失の金額の計算の基礎となる資産の価額に関して規定していないのではないかと思われる。また、所得税法では貸倒損失について別段の定めである51条で規定しているのに対して、法人税法では同様の別段の定めはない。それは貸倒損失は、企業会計に依拠することで貸倒損失を把握できるから、法人税法では同様の別段の定めは必要ではないことがその理由ではないかと

思われる。

以上のように、必要経費の通則規定である所得税法37条において損失が規定されていないのは、損失を把握するための基礎となる帳簿書類や貸借対照表の作成、保存を必要としない白色申告のもとでは、損失の金額の把握が予定されていないことが、その理由ではないかと思われる。ことがって、所得税法37条では損失は必要経費に算入することができないと考える。しかし、包括的所得概念に従えば、損失は経済価値を減少させるのであり、事業所得等の計算においても関連があるので、別段の定めである所得税法51条により事業用資産の損失、事業の遂行上生じた貸倒損失は必要経費に算入することを認めているのではないかと思われる。この場合、帳簿が予定されていないため、資産損失の金額がどのように把握するのか問題となるが、譲渡所得の規定の適用等により手当てされている。

6. おわりに

本稿では所得税法においては損失が必要経費の通則規定である37条では規定されず、別段の 定めである51条で規定されているのかという問題について検討した。所得税法37条では損失が 規定されていないのであるが、37条により損失を必要経費に算入することは可能であるとする 見解がある一方で、必要経費に算入することはできないとする見解があるように、この規定の 解釈は対立している。また、所得税法37条により損失を必要経費に算入の可否の解釈に関連し て、所得税法37条で損失を規定しなかった理由についても、必要経費から損失を除くためであ るとする見解、損失は債権債務関係を通常観念し得ないから、所得税法37条では損失は必要経 費に算入できないとする見解、費用に損失が含まれるとする見解があるように、拡散している。 さらに、所得税法37条の解釈と関連して、所得税法37条と所得税法51条の関係についても、所 得税法37条では損失を必要経費に算入できないと解釈するならば、必要経費に算入できる損失 は所得税法51条に規定する損失に限られることになり、一方で所得税法37条でも損失を必要経 費に算入できると解釈するならば、所得税法51条で規定する損失に限定されずそれ以外の損失 も必要経費に算入できることになる。所得税法37条をいかに解釈するかによって、所得税法51 条の性格が異なることになる。いずれの解釈に従うとしても、所得税法37条および51条を一つ のパッケージとして、いかなる損失が必要経費に算入するのかを決めている構造となっている。 このような検討を踏まえて、次に記帳と損失の取扱いについて検討した。所得税法ではいわ ゆる白色申告を原則としているが、白色申告では損益計算書は作成されるが、記帳は複式簿記 によることは予定されていないし、貸借対照表の作成も必要とされているわけではない。そう すると損失の対象となる資産の金額が所得税法では把握されていないことになる。そのため資

⁽註21) 記帳との関係では、所得税法における減価償却資産の償却の問題も同様の問題がある。すなわち、減価償却資産の償却は強制償却であるが、それは白色申告を原則とする所得税法では記帳がないことを前提しているからであると思われる。詳しくは、拙稿「所得税法第49条の若干の検討」、『経営ビジネス学科研究論集』、第2号、近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科、2011年、43頁以下を参照。

産が消滅・喪失等することによる損失の金額が把握することが予定されていないので、必要経費の通則規定である所得税法37条では損失が規定されていないのではないかと指摘した。そうするとすべての損失が必要経費に算入することができなくなるが、しかし、包括的所得概念に従えば、損失は経済価値を減少させるし、また法人税法では損失は損金の額に算入されることを踏まえた場合、所得税法において資産の損失は所得金額の計算に必要経費に算入できないとの取扱いは、適切なものとは思われない。そのため、別段の定めである所得税法51条により、一定の要件を満たす損失を必要経費に算入していることを認めているのではないかと考える。

上記のように、所得税法37条および51条のパッケージの内容を解すれば、所得税法37条で損失が規定されていないこと、所得税法と法人税法との規定ぶりの相違の説明は可能ではないかと思われる。ただ、このように解した場合、例えば釣銭誤びゆうや売掛金の集金帰途における現金盗難などは、損失として必要経費に算入できないことになるが、このような帰結は、必ずしも妥当なものではない。

そこで、今後の方向性としては、白色申告が予定する記帳ではなく、青色申告による記帳を前提として、法人税法と同様の規定にあらためることも検討すべきであろう。そうすれば、必要経費の要件を検討することにより、釣銭誤びゆうや売掛金の集金帰途における現金盗難などの問題も解消するのではないかと思われる。また、このような方向性は、株式会社の設立が容易になった近年の動向を踏まえた場合、法人格の有無により損失の課税上の取扱いに相違が生じる結果となるより、所得税法における損失の必要経費への算入のあり方としては望ましいのではないかと思われる。